

## ○田川郡町村公平委員会共同設置規約

昭和 41 年 8 月 9 日

### (設置)

第 1 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 7 条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる町村並びに一部事務組合(以下「組合」という。)は、共同して公平委員会を設置する。香春町、川崎町、糸田町、大任町、福智町、赤村、田川郡東部環境衛生施設組合、田川地区斎場組合、田川地区清掃施設組合、田川地区消防組合、下田川清掃施設組合、田川地区広域環境衛生施設組合

### (名称)

第 2 条 この公平委員会は、田川郡町村公平委員会(以下「公平委員会」という。)という。

### (執務場所)

第 3 条 公平委員会の執務場所は、田川郡福智町役場内に置く。

### (委員)

第 4 条 公平委員会の委員は、関係町村長並びに一部事務組合長(以下「組合長」という。)が協議により定めた委員の候補者について、福智町長が福智町の議会の同意を得たうえ選任する。

2 公平委員会の委員は、非常勤とする。

3 公平委員会の委員に欠員が生じたときは、福智町長は、直ちに、関係町村長並びに組合長に通知するとともに、第 1 項の例により、当該委員会の委員を選任しなければならない。

4 福智町長は、第 1 項及び第 3 項により委員の選任を行ったときは、委員の氏名及び経歴を関係町村長並びに組合長に通知しなければならない。

### (事務を補助する職員)

第 5 条 公平委員会の事務を補助する職員の定数は、関係町村長並びに組合長と協議して福智町において条例で定める。

(経費)

第6条 公平委員会の設置及び運営に要するすべての経費は、関係町村並びに組合の職員の数に比例して、当該関係町村並びに組合が負担する。

2 関係町村並びに組合は、前項の規定による負担金を、福智町へ交付しなければならない。

3 第1項の職員数は、毎年4月1日現在の職員数とする。

第7条 公平委員会が次の各号に掲げる事務を管理し及び執行する場合には、当該町村並びに組合は、これに要する経費を前条第1項の規定による負担金とは別に、福智町に交付しなければならない。

(1) 法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求に係る事務

(2) 法第49条の2第1項の規定による不服申立てに係る事務

(3) 法第53条第6項の規定による職員団体の登録の効力の停止又は取り消しに係る事務

(予算)

第8条 福智町長は、公平委員会に関する予算を特別会計としなければならない。

(決算報告)

第9条 福智町長は、公平委員会に関する決算を議会の認定に付したときは、当該決算を、関係町村長並びに組合長に報告しなければならない。

(条例・規則並びにその他の事項)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な条例・規約その他の規程は、福智町において定める。

2 福智町が条例・規則を制定又は改廃しようとするときは、関係町村長並びに組合長とあらかじめ協議しなければならない。

3 福智町が条例・規則その他の規程を制定し又は改廃したときは、関係町村長並びに組合長に通知しなければならない。

- 4 関係町村長並びに組合長は、前項の通知を受けたときは、当該条例・規則その他の規程をすみやかに公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第 11 条 福智町長は、公平委員会の委員の懲戒処分をするとき及び退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係町村長並びに組合長と協議しなければならない。

(補則)

第 12 条 この規約に定めるものを除くほか、公平委員会運営に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和 41 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規約施行の際現に関係町村並びに組合の公平委員会に対しなされた勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査の請求は、この規約による公平委員会に対しなされた勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査の請求とみなす。

附 則(昭和 50 年 3 月 18 日)

この規約は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 3 月 18 日)

この規約は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 23 日)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 18 日)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 8 月 2 日)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 10 月 1 日)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 12 月 25 日)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 25 日)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 25 日)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 9 日)

この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 10 日)

この規約は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 10 月 14 日)

この規約は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 12 月 12 日)

この規約は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 21 日)

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日)

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 22 日)

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 25 日)

この規約は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日)

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。